令和８年（フ）第６４１０号
東京都渋谷区神宮前１丁目21－３－202
債務者　佐藤　智子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４４７号
東京都三鷹市井の頭３丁目18―12―103
債務者　黒岩　友樹
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４６６号
東京都荒川区町屋３丁目31－２　テンゲンマンション３Ｆ
債務者　今野香こと　金　　香姫
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４６７号
東京都葛飾区堀切４丁目８―14―401
債務者　鈴木　陸人
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４６９号
東京都墨田区立花１丁目16―６―101
債務者　脇田　信男
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４７１号
東京都杉並区宮前４丁目29―18―211
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４８７号
東京都新宿区中落合１丁目12―２―104
債務者　高野　泰史
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５０２号
東京都足立区皿沼１丁目15―７―105
債務者　千葉　彩月
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２２９号
北海道旭川市忠和８条３丁目３番26号
債務者　西　　久典
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月12日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６３０９号
東京都品川区大井３丁目25―10
債務者　柴田　弘子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４０４号
東京都板橋区三園１丁目29―20　溝下ガーデンハウスＡ204
債務者　西本　心羽
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４７２号
東京都足立区花畑５丁目10―31―407
債務者　増野　順子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４７３号
東京都板橋区小茂根４丁目７－８－205
債務者　李碧霞こと　リ　ペッ　カ
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５０４号
東京都大田区西蒲田４丁目１―12　ヴィラ西蒲田２Ｆ
債務者　鈴木　渓斗
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１０８号
大阪市淀川区野中北１丁目16番２号
債務者　荒木　哲也
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１３７号
大阪府東大阪市金岡１丁目３番１―308号
債務者　三浦　康次
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部